特定非営利活動法人 ストラクチャークラブ・ジャパン 会費規定

(目的)

第1条 この規定は、当法人の定款に基づき、会費の納入に関して必要な細則を定めるものとする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第8条に基づき、以下の通り本法人の入会金及び年会費を定める。

正会員 入会金 0 円 年会費 5,000 円 準会員 入会金 0 円 年会費 2,000 円 賛助会員 入会金 0 円 年会費 50,000 円 (1 口)

2 年会費の改定に際しては、理事会の議を経て、総会で決定する。

(会費の納入)

第3条 正会員、準会員及び賛助会員の会費は、当該会計年度中に全額を納入しなければならない。なお、分割納入は認めない。

(会費の免除・猶予)

- 第4条 名誉会員は会費納入を免除する。正会員、準会員は、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の免除を申請することができる。
 - 2 会費免除を希望する者は、所定の免除申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、免除申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

附則

1 この規定は、令和2年12月23日から施行する。